

令和7年7月10日

弘前大学発ベンチャー代表者の皆様へ

弘前大学安全保障輸出管理統括責任者
理事（研究担当）

曾 我 亨
（公印省略）

安全保障輸出管理の徹底のお願い

近年、最先端の技術が懸念国・機関に流出し、それが世界平和の維持にリスクを生じる事態も招いていることから、これまで以上に厳格な輸出管理が求められています。また、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクが懸念されていることから、本学としても輸出管理を含む、研究インテグリティの確保に努めているところです。

つきましては、本学発ベンチャー企業の皆様のうち、外国の政府機関・大学等や外国企業、外国人研究者、外国人留学生等との接触・交渉が想定される企業活動におかれましては、特に、下記の点に留意の上、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）等の法令・通達等に当たって、各社において適切な輸出管理を徹底されるように、配慮方よろしくお願いいたします。

なお、法令により安全保障輸出管理は各社において実施することが義務付けられています。そのため、弘前大学発ベンチャー企業における輸出管理も、本学が行うものではなく、各社にて実施されるものであることを申し添えます。

記

1. 輸出管理が必要となるケースについて

以下に例示するようなケースで、貨物の輸出または技術の提供を行うときに、外為法上の許可が必要な場合がある。

- ① 外国企業等への製品の販売または技術提供
- ② 外国の大学や企業との共同研究の実施、その他の研究協力
- ③ 研究試料の持出し、海外送付
- ④ 外国からの研究者等の訪問・雇用
- ⑤ 非公開の講演会・展示会での技術提供

2. みなし輸出管理の明確化について（2022 年 5 月 1 日施行）

（1）みなし輸出管理の明確化の具体的内容

「特定国の非居住者に提供することを目的とした取引」に係る概念を明確化し、これまで管理対象外となっていた居住者への機微技術の提供であっても、外国法人等又は外国政府等からの強い影響を受けている居住者は、外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項に基づく考え方（特定類型アプローチ）の基、「特定類型該当者」として分類され、輸出管理の対象となる。

（2）「特定類型該当者」の類型

特定類型① 契約に基づき、外国政府・大学等の支配下にある者

特定類型② 経済的な利益に基づき、外国政府等の実質的な支配下にある者

特定類型③ 上記の他、国内において外国政府等の指示の下で行動する者

（③の該当が疑われる者については、経済産業省が企業・大学等に連絡する想定）

（参照）経済産業省 HP：<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo07.html>

弘前大学 HP：<https://www.innovation.hirosaki-u.ac.jp/06ethics/anzehosho>

以 上